

令和4年3月17日
東京都環境局
東京都港湾局

「廃棄物等の埋立処分計画」の改定について

1 計画改定の背景

- (1) 受け入れる廃棄物等の種類、埋立処分量などを定め、埋立処分場を計画的に使用することにより、都の埋立処分場の延命化を図ることを目的に改定した。
- (2) 既定計画は、概ね5年ごとに見直すこととしており、本年度は前回の改定から5年目に当たる。

2 計画期間

令和4年度～令和18年度（15年間）

3 改定のポイント

廃棄物等の更なる減量化、リサイクルの推進により、総埋立処分量を既定計画と比較して、約9%削減する計画とした。

- (1) 廃棄物系（廃棄物、覆土材等）の埋立処分量については、既定計画と比較して約15%削減することとした。
- (2) 土砂系（しゅんせつ土、建設発生土等）の埋立処分量については、既定計画と比較して約7%削減することとした。

4 廃棄物等の種類別受入方針（概要）

既定の受入方針に基づき、引き続き減量化や有効利用に積極的に努める。

種 類		受 入 方 針
廃棄物系	一般廃棄物	区部から発生する一般廃棄物は、中間処理を行うことを前提に、減量・資源化を最大限図った上で全量受け入れる。
	産業廃棄物	都内中小企業から排出される産業廃棄物については、中間処理したもののうち、都の処分場の受入基準を満たすものに限り、一定量を受け入れる。
	都市施設廃棄物	都の上・下水道施設等から排出される上水スラッジ、下水汚泥等は、中間処理を行うことを前提に受け入れる。
土砂系	しゅんせつ土	都内の河川及び東京港内から発生するしゅんせつ土については、事業の公共性から、有効利用できるものを除いて受け入れる。
	建設発生土等	都内の公共事業から発生するものを優先し、処分場の基盤整備に必要な量を受け入れる。 また、建設資材として再利用するために改良した建設泥土改良土を受け入れる。

5 埋立処分計画量（15年間の埋立処分量の比較）

（単位：万 m^3 ）

		改定計画(万 m^3)	既定計画(万 m^3)	増減(%)
		令和4年度 ～令和18年度	平成29年度 ～平成43年度 (令和13年度)	
廃棄物	一般廃棄物	161	217	▲26
	産業廃棄物	120	135	▲11
	都市施設廃棄物	212	229	▲7
覆土材等		99	117	▲15
廃棄物系 小計		592	698	▲15
しゅんせつ土		1,315	1,323	▲1
建設発生土等		450	570	▲21
土砂系 小計		1,765	1,893	▲7
合 計		2,357	2,591	▲9

6 新海面処分場の容量増大を図る施策

新海面処分場の延命化を図るため、処分場の容量を増大させる次の施策を実施していく。

(1) 深掘

処分場内の海底地盤を深掘することにより、処分場の容量を増大させる。

(2) 沈下促進（ブロック内地盤改良）

しゅんせつ土及び建設発生土等で所定の地盤まで埋め立てた後、バーチカルドレーン等による沈下促進工法を着実に実施していく。

(3) しゅんせつ土減量化

受入済みのしゅんせつ土を改良し、基盤造成材等の土木材料として有効利用するなど、処分場の容量拡大に取り組んでいく。

埋立処分場位置図

